山梨県国民保護計画（新旧対照表）

資料２

変更箇所	新	旧	変更理由
P18	第２編　平素からの備えや予防 第１章　組織及び体制の整備等 第１　県における組織及び体制の整備 ４　市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等 (2) 指定地方公共機関の組織の整備 指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置及び参集基準等の必要な体制の整備に努めるものとする。 また、国民保護措置の実施体制について、国民保護業務計画によりあらかじめ整備しておくものとし、県は、その実施体制の把握に努める。 ５　医療提供体制の確保 県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。	第２編　平素からの備えや予防 第１章　組織及び体制の整備等 第１　県における組織及び体制の整備 ４　市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等 (2) 指定地方公共機関の組織の整備 指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置及び参集基準等の必要な体制の整備に努めるものとする。 また、国民保護措置の実施体制について、国民保護業務計画によりあらかじめ整備しておくものとし、県は、その実施体制の把握に努める。 （新設）	基本指針変更に伴う修正
P22	第２　関係機関との連携体制の整備 ５　指定公共機関等との連携 (3) 関係機関との協定の締結等（県民生活支援課、衛生薬務課、環境整備課、治山林道課、産業振興課、食糧　水産課、県土整備総務課、警察本部） 県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の構築に努める。	第２　関係機関との連携体制の整備 ５　指定公共機関等との連携 (3) 関係機関との協定の締結等（県民生活支援課、衛生薬務課、環境整備課、治山林道課、産業振興課、食糧花き水産課、県土整備総務課、警察本部） 県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の構築に努める。	組織改編に伴う変更
P27	第４　情報収集及び提供等の体制整備 ２　警報等の通知に必要な準備 (3) 市町村に対する支援（感染症対策センター、国際・水素戦略　推進課、	第４　情報収集及び提供等の体制整備 ２　警報等の通知に必要な準備 (3) 市町村に対する支援（感染症対策センター、国際戦略・自然首都圏推進課、	組織改編に伴う変更

山梨県国民保護計画（新旧対照表）

変更箇所	新	旧	変更理由
	男女共同参画・多様性推進課、観光振興グループ、観光地経営支援グループ、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課、子育て・次世代サポート課、こども福祉課、警察本部） 　県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報を行うことができるよう、市町村に対し外国語による警報文面の作成、提供などの必要な支援を行うこととする。 　県警察は、市町村と連携し、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。	男女共同参画・多様性推進課、観光振興グループ、観光地経営支援グループ、福祉保健総務課、健康長寿推進課、障害福祉課、健康増進課、子育て・次世代サポート課、こども福祉課、警察本部） 　県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報を行うことができるよう、市町村に対し外国語による警報文面の作成、提供などの必要な支援を行うこととする。 　県警察は、市町村と連携し、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。	
P32	第５　研修及び訓練 ２　訓練 (3) 訓練にあたっての留意事項（防災危機管理課、消防保安課、警察本部） カ　県警察は必要に応じ、道路管理者等と連携し、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。 キ　県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。	第５　研修及び訓練 ２　訓練 (3) 訓練にあたっての留意事項（防災危機管理課、消防保安課、警察本部） カ　県警察は必要に応じ、道路管理者等と連携し、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。 （新設）	基本指針変更に伴う修正

山梨県国民保護計画（新旧対照表）

変更箇所	新	旧	変更理由
P34-35	第２章　避難及び救援に関する平素からの備え ２　救援に関する基本的事項　　（各関係課） (1) 基礎的資料の準備 県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県域内の収容施設、関係医療機関等の情報の蓄積、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。 【県対策本部において集約すべき基礎的資料】 ア～イ（略） ウ　収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト エ　臨時の医療施設として想定される場所等のリスト オ　墓地、火葬場等の情報のリスト （墓地、火葬場等の所在、対応可能数等） カ　避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト	第２章　避難及び救援に関する平素からの備え ２　救援に関する基本的事項　　（各関係課） (1) 基礎的資料の準備 県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、県域内の収容施設、関係医療機関等の情報の蓄積、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。 【県対策本部において集約すべき基礎的資料】 ア～イ（略） ウ　収容施設（避難所（長期避難住宅＿＿＿＿を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト エ　臨時の医療施設として想定される場所等のリスト オ　墓地、火葬場等の情報のリスト （墓地、火葬場等の所在、対応可能数等） （新設）	基本指針変更に伴う修正
P35	３　運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等 (1) 運送事業者の輸送力の把握（防災危機管理課、地域　・次世代交通推進グループ） 県は、運送事業者である指定公共機関等が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。	３　運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等 (1) 運送事業者の輸送力の把握（防災危機管理課、リニア・次世代交通推進課　　） 県は、運送事業者である指定公共機関等が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。	組織改編に伴う変更

山梨県国民保護計画（新旧対照表）

変更箇所	新	旧	変更理由
P36	(2) 輸送施設に関する情報の収集 （地域　・次世代交通推進　グループ、治山林道課、耕地課、道路管理課） 県は、運送事業者である指定地方公共機関等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路（主要林道・農道を含む。）（以下「道路等」という。）、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。	(2) 輸送施設に関する情報の収集 （リニア・次世代交通推進課　、治山林道課、耕地課、道路管理課） 県は、運送事業者である指定地方公共機関等の協力を得て、避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路（主要林道・農道を含む。）（以下「道路等」という。）、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。	組織改編に伴う変更
P36	4　避難施設の指定等 (1) 避難施設の指定の考え方　（防災危機管理課） 知事は、避難施設の確保に係る基本的な方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難所の指定状況等の地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、あらかじめ次の基準に留意した施設を避難施設として指定する。	4　避難施設の指定等 (1) 避難施設の指定の考え方　（防災危機管理課） 知事は、　区域の人口、都市化の状況、防災のための避難所の指定状況等の地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、あらかじめ次の基準に留意した施設を避難施設として指定する。	基本指針変更に伴う修正
P47	第４章　物資及び資材の備蓄、整備 １　基本的考え方 (1)防災のための備蓄との関係（県民生活支援課、衛生薬務課、林業振興課、産業政策課、食糧　水産課、県土整備総務課） 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材は、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として共有可能な物資は防災備蓄物資を活用することとし、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については備蓄し、又は小売事業者等と調達に関する協定を締結するなど調達体制の整備に努める。	第４章　物資及び資材の備蓄、整備 １　基本的考え方 (1)防災のための備蓄との関係（県民生活支援課、衛生薬務課、林業振興課、産業政策課、食糧花き水産課、県土整備総務課） 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材は、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として共有可能な物資は防災備蓄物資を活用することとし、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材については備蓄し、又は小売事業者等と調達に関する協定を締結するなど調達体制の整備に努める。	組織改編に伴う変更

山梨県国民保護計画（新旧対照表）

変更箇所	新	旧	変更理由
P49	第５章　国民保護に関する啓発 １　国民保護措置に関する啓発 (1)啓発の方法 （広聴広報グループ、防災危機管理課、国際・水素戦略推進課、男女共同参画・多様性推進課、観光振興グループ、観光地経営支援グループ、障害福祉課） 県は、国と連携しながら、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護に関する基礎知識や非常時持出品の準備などについて継続的に啓発の実施に努める。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を図る。	第５章　国民保護に関する啓発 １　国民保護措置に関する啓発 (1)啓発の方法 （広聴広報グループ、防災危機管理課、国際戦略・自然首都圏推進課、男女共同参画・多様性推進課、観光振興グループ、観光地経営支援グループ、障害福祉課） 県は、国と連携しながら、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護に関する基礎知識や非常時持出品の準備などについて継続的に啓発の実施に努める。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を図る。	組織改編に伴う変更
P56	第２章　県対策本部の設置等 １　県対策本部の設置 (3) 県対策本部の組織構成等 ク　県対策本部の組織図は、次のとおりとする。	第２章　県対策本部の設置等 １　県対策本部の設置 (3) 県対策本部の組織構成等 ク　県対策本部の組織図は、次のとおりとする。	組織改編に伴う変更

山梨県国民保護計画（新旧対照表）

変更箇所	新	旧	変更理由
	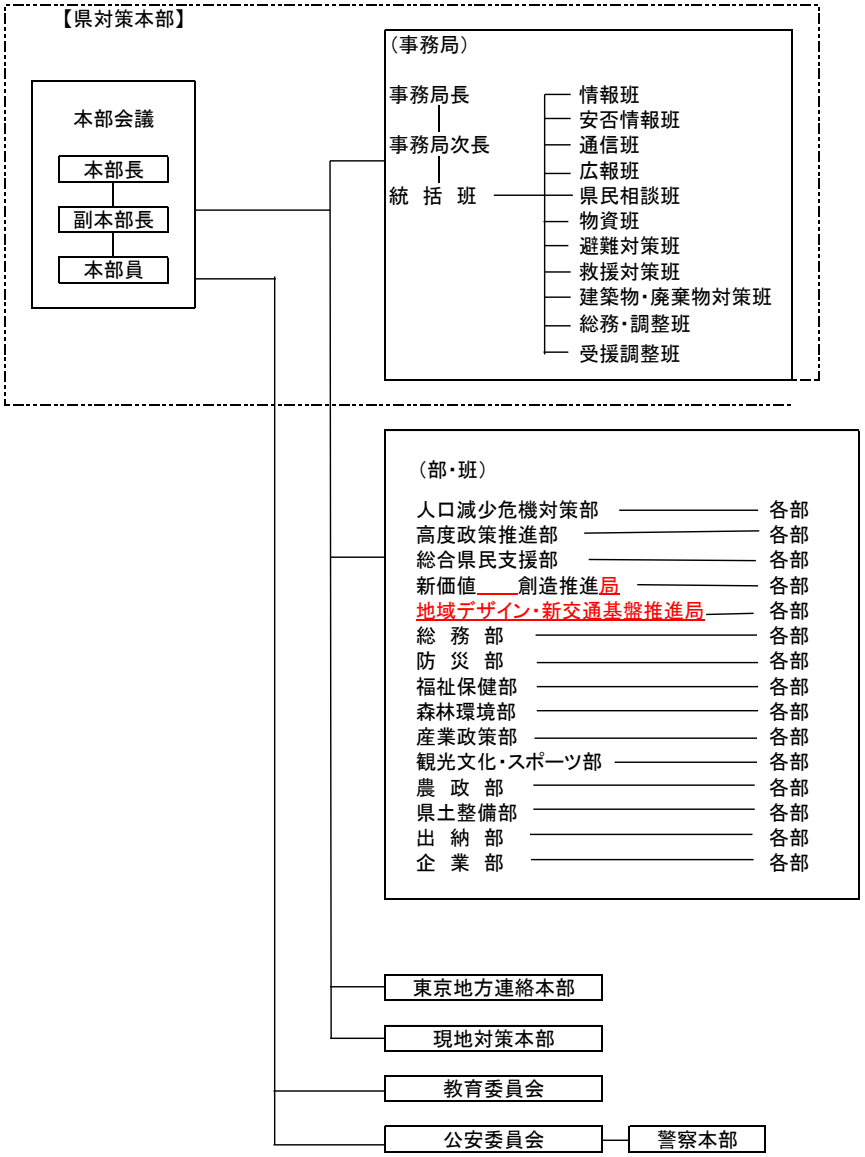	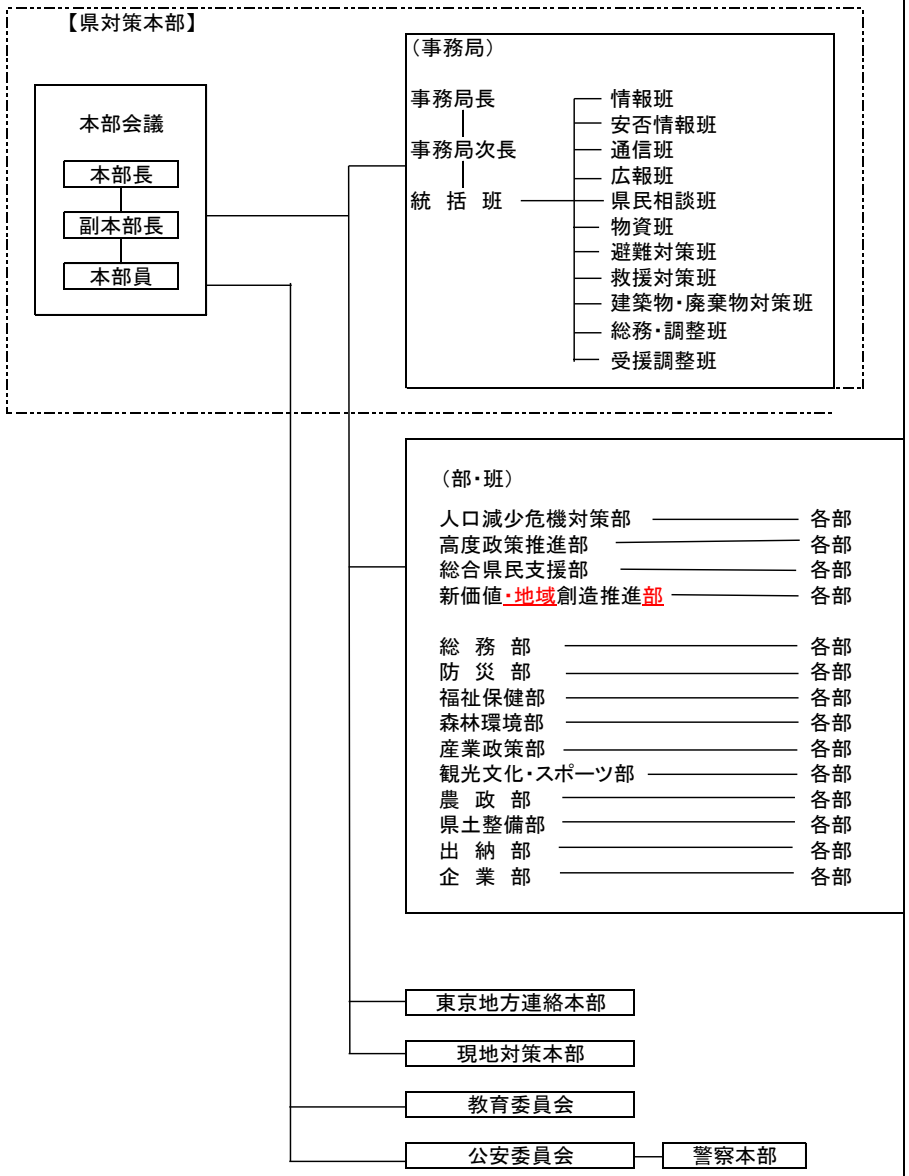	

山梨県国民保護計画（新旧対照表）

<table>
<tr><th>変更箇所</th><th>新</th><th>旧</th><th>変更理由</th></tr>
<tr><td>P57</td><td>別表１　【県の各部分掌事務】
<table>
<tr><th>部局名</th><th>分掌事務</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>新価値創造推進部
（新価地創造推進局長）</td><td>・県情報システム及びデータの保守、管理に関すること。
・関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td>地域デザイン・新交通基盤推進部（地域デザイン・地域交通基盤推進局長）</td><td>・公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関すること。
・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td><td>別表１　【県の各部分掌事務】
<table>
<tr><th>部局名</th><th>分掌事務</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>新価値・地域創造推進局
（新価値・地域創造推進局長）</td><td>・公共交通機関の運行状況の把握、利用者への情報提供に関すること。
・県情報システム及びデータの保守、管理に関すること。
・関係機関との連絡調整に関すること。
・避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table></td><td>組織改編に伴う変更</td></tr>
<tr><td>P82</td><td>第４章　警報及び避難の指示等
第２　避難の指示
１　避難措置の指示
(1) 住民に対する避難の指示　　（各関係課）
カ　県は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先における避難施設の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難を指示する。
　避難の指示に際しては、次の事項に関し調整を行う。</td><td>第４章　警報及び避難の指示等
第２　避難の指示
１　避難措置の指示
(1) 住民に対する避難の指示　　（各関係課）
カ　県は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先における避難施設の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難を指示する。
　避難の指示に際しては、次の事項に関し調整を行う。</td><td>基本指針変更に伴う修正</td></tr>
</table>

山梨県国民保護計画（新旧対照表）

変更箇所	新	旧	変更理由
	(ｷ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 ① 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 ② 国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応（必要に応じて、当該指針を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整）	(ｷ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 ① 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 ② 国の対策本部長による　　利用指針を踏まえた対応（必要に応じて、当該指針を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整）	
P90	4 県による避難住民の誘導の支援等 (7) 指定公共機関等への運送の求め（地域・次世代交通推進　グループ）	4 県による避難住民の誘導の支援等 (7) 指定公共機関等への運送の求め（リニア・次世代交通推進課　　）	組織改編に伴う変更
P90	4 県による避難住民の誘導の支援等 (8) 避難住民の運送の求めに係る調整　（地域・次世代交通推進　グループ）	4 県による避難住民の誘導の支援等 (8) 避難住民の運送の求めに係る調整　（リニア・次世代交通推進課　　）	組織改編に伴う変更
P97	第５章　救　援 	第５章　救　援 	基本指針変更に伴う修正

山梨県国民保護計画（新旧対照表）

変更箇所	新	旧	変更理由
P98	1　救援の実施 (1) 救援の実施（各関係課） ①　収容施設の供与 ②　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④　医療の提供及び助産 ⑤　被災者の捜索及び救出 ⑥　埋葬及び火葬 ⑦　電話その他の通信設備の提供 ⑧　福祉サービスの提供 ⑨　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理（必要最小限の部分） ⑩　学用品の給与 ⑪　死体の捜索及び処理 ⑫　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	1　救援の実施 (1) 救援の実施（各関係課） ①　収容施設の供与 ②　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④　医療の提供及び助産 ⑤　被災者の捜索及び救出 ⑥　埋葬及び火葬 ⑦　電話その他の通信設備の提供 （新設） ⑧　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理（必要最小限の部分） ⑨　学用品の給与 ⑩　死体の捜索及び処理 ⑪　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	基本指針変更に伴う修正
P99	2　関係機関との連携 (3)市町村との連携 1（2）において市町村長が行うとされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は、知事の行う救援を補助するとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。 (4) 事業者との連携 県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。 (5)～(7)　（略）	2　関係機関との連携 (3)市町村との連携 1（2）において市町村長が行うとされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は、知事の行う救援を補助するとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。 （新設） (4)～(6)　（略）	基本指針変更に伴う修正

山梨県国民保護計画（新旧対照表）

変更箇所	新	旧	変更理由
P101	３　救援の内容 (3)救援の内容 　知事は、市町村長と連携し、避難住民等の救援について、次の点に留意して行う。 ア 収容施設の供与（福祉保健総務課、衛生薬務課、建築住宅課、教委・高校教育課） 　知事は、避難施設その他の場所に避難所を開設するとともに、適切な運営管理を行う。併せて、臨時の避難施設等における避難住民等の安全を確保するため、安全基準の設定などの措置を講ずるものとする。 (ｱ)避難所の候補の把握 ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握） (ｲ)～(ｷ)（略） （削除）	３　救援の内容 (3)救援の内容 　知事は、市町村長と連携し、避難住民等の救援について、次の点に留意して行う。 ア 収容施設の供与（福祉保健総務課、衛生薬務課、建築住宅課、教委・高校教育課） 　知事は、避難施設その他の場所に避難所を開設するとともに、適切な運営管理を行う。併せて、臨時の避難施設等における避難住民等の安全を確保するため、安全基準の設定などの措置を講ずるものとする。 (ｱ)避難所の候補の把握 （新設） (ｲ)～(ｷ)（略） (ｸ) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対し、介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する避難施設等の配慮	基本指針変更に伴う修正
P101	イ　医薬品、食品、寝具等の要救援物資の給与 （県民生活支援課、衛生薬務課、産業政策課、食糧　水産課、果樹園芸　振興課）	イ　医薬品、食品、寝具等の要救援物資の給与 （県民生活支援課、衛生薬務課、産業政策課、食糧花き水産課、果樹・６次産業振興課）	組織改編に伴う変更
P101	エ　電話その他の通信設備の提供（防災危機管理課） (ｱ)避難施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 (ｲ)電気通信事業者等との設置工事の実施等を含む調整 (ｳ)電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 (ｴ)聴覚障害者等への対応	エ　電話その他の通信設備の提供（防災危機管理課） (ｱ)避難施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 (ｲ)電気通信事業者等との設置工事の実施等を含む調整 (ｳ)電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 (ｴ)聴覚障害者等への対応	基本指針変更に伴う修正

山梨県国民保護計画（新旧対照表）

変更箇所	新	旧	変更理由
	(ｵ)通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請	（新設）	
	オ　福祉サービスの提供	（新設）	
	(ｱ)避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握		
	(ｲ)これらの者からの相談対応		
	(ｳ)これらの者に対する避難生活上の支援		
	(ｴ)福祉避難所の設置		
	(ｵ)福祉サービスの提供に係る国等への支援要請		
P102	カ　学用品の供給（まなび支援課、教委・義務教育課、高校教育課）	オ　学用品の供給（まなび支援課、教委・義務教育課、高校教育課）	
	(ｱ)児童、生徒の被災状況の収集	(ｱ)児童、生徒の被災状況の収集	
	(ｲ)不足している学用品の把握	(ｲ)不足している学用品の把握	
	(ｳ)学用品の供給体制の確保	(ｳ)学用品の供給体制の確保	
	(ｴ)教科書等の給与に係る国等への支援要請	（新設）	
	キ　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理（防災危機管理課、県土整備総務課、建築住宅課）	カ　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理（防災危機管理課、県土整備総務課、建築住宅課）	
	(ｱ)住宅の被災状況の収集（被災戸数、被災の程度）	(ｱ)住宅の被災状況の収集（被災戸数、被災の程度）	
	(ｲ)応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保	(ｲ)応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保	
	(ｳ)住宅の応急修理時期や優先箇所の決定	(ｳ)住宅の応急修理時期や優先箇所の決定	
	(ｴ)応急修理の相談窓口の設置	(ｴ)応急修理の相談窓口の設置	
	(ｵ)住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請	（新設）	

山梨県国民保護計画（新旧対照表）

変更箇所	新	旧	変更理由
	ク～コ（略） サ　埋葬及び火葬　（国際・水素戦略　　推進課、男女共同参画・多様性推進課、観光振興グループ、観光地経営支援グループ、衛生薬務課）	キ～ケ（略） コ　埋葬及び火葬　（国際戦略・自然首都圏推進課、男女共同参画・多様性推進課、観光振興グループ、観光地経営支援グループ、衛生薬務課）	組織改編に伴う変更
P104	5　救援の際の物資の売渡し要請等 （衛生薬務課、産業政策課、食糧　　水産課、果樹園芸　　振興課、畜産課、用地課） 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき次の措置を講ずることができる。	5　救援の際の物資の売渡し要請等 （衛生薬務課、産業政策課、食糧花き水産課、果樹・６次産業振興課、畜産課、用地課） 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき次の措置を講ずることができる。	組織改編に伴う変更